

第847回 小浜市教育委員会

と き：令和4年9月16日（金）

午後3時30分～

ところ：小浜市役所 4階 401会議室

1. 会議録 第846回の承認

2. 報 告

報告第10号

諸般の報告 R4.8.19～R4.9.15

行事予定 R4.9.16～R4.10.31 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

3. 議 案

議案第18号

令和4年度小浜市文化奨励賞被表彰者の決定について (P5～P12)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

4. 教育長報告

5. その他

議案第18号

令和4年度小浜市文化奨励賞被表彰者の決定について

令和4年度小浜市文化奨励賞被表彰者を下記の者に決定したいので小浜市文化奨励賞規則第6条の規定により承認を求める。

令和4年9月16日 提出

小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

記

個人 河野 直子（芸能・功労）

団体 観光ボランティアガイド「若狭の語り部」（歴史・奨励）

計 1個人、1団体

令和4年度 小浜市文化奨励賞被表彰候補者一覧

(順不同)

	候補者氏名・団体名	履歴・功績等	摘要
1	<p>こうの なおこ 河野直子</p>	<p>氏は、昭和54年に若狭地方在住の民踊愛好家で構成される「小浜豊寿会」に入会以来40余年の長きにわたり民踊活動に取り組み、地方の民踊を発掘また伝承し、地域の敬老会や盆踊りにおける踊りの指導や演出を行い、民踊・民舞の普及促進に熱心に取り組みました。</p> <p>また、小浜市文化協会の理事として本市の文化活動の推進に尽力され、小浜市文化祭や所属グループの発表会に出演されているほか、市内を中心に若狭町やおおい町内の福祉施設の訪問や市内各所で開催されるイベント等へ毎年継続して参加するなど、民踊の伝承と普及、発展への貢献はもとより、民踊を通じて文化振興と地域に活力と喜びを与え続ける活動を行ってこられた。</p>	<p>芸 能 功 労</p>
2	<p>観光ボランティア ガイド わかさ かたりべ 「若狭の語り部」 (代表者) 会長 坂田稔 会員数 22 名</p>	<p>観光ボランティアガイド「若狭の語り部」は、道の駅「若狭おばま」を拠点に、多くの本市への来訪者に、三丁町をはじめとした小浜西組エリアや鯖街道ミュージアム、また遠敷地区の日本遺産エリアの案内を通して、若狭小浜の歴史と文化を語り継いでおり、専門的な知識に基づいたガイド活動は、観光客や旅行会社から高く評価されている。</p> <p>また、市内各学校への訪問を通して、歴史と文化の魅力を次世代を担う子どもたちに伝える活動をはじめ、広く市民を対象とした公開講座を開講し、これまでにのべ300名の参加者に若狭小浜に生きる歴史や文化の価値や魅力を共有しているほか、「ふるさと探訪」や「若狭守護代記」の刊行物を発行するなど、本市の歴史の伝承に大きく貢献されている。</p>	<p>歴 史 奨 励</p>

小浜市文化奨励賞受賞者一覧

回数	年度	部門	氏名・団体名	備考
1	昭45	華道	丹羽弥三郎	
2	46	郷土史	赤見貞	
3	47	俳句	森田仙次郎	
4	48	南画	三久保孫平	
5	49	短歌	竹中皆二	
6	50	謡曲仕舞	吹田マキ	
7	51	邦楽	魚見辰太郎	
8	52	日本画	柴田確治	
9	53	箏曲	徳永八重子	
10	54	南画	吉村フミ	
11	55	謡曲	長谷川徳次	
		短歌	泉本一雄	
			劇の会久須夜	団体
12	56	絵画	下中義一	
		茶華道	糸谷つぎ	
			貝谷八百子バレ団小浜研究所	団体
13	57	書道	藤川武雄	
		郷土史	前上修英	
			小浜市華道連合会	団体
14	58	華道	池田ヒロ	
			小浜市俳句連盟	団体
			県立若狭農林高校野草研究会	団体
15	59	音楽	田邊暁美	
			和久里壬生狂言保存会	団体
16	60	華道	和久田しゅん	
		舞踊	木崎初子	
			小浜少年少女合唱団	団体
17	61		若狭冠句連盟	団体
			ユーバース・メール混声合唱団	団体
		華道	森 フジ子	
		書道	森 徳左衛門	
18	62	郷土史	柴田伊左衛門	
		写真	国富貞義	
		美術	若狭美術協会	団体
19	63	郷土史	伊藤 浩	
		謡曲	井村誠一	
		短歌	小浜市いずみ短歌会	団体
20	平元	詩吟	小浜詩吟連盟	団体
		洋画	吉田正喜	
		舞踊	森下マサエ	

回数	年度	部門	氏名・団体名	備考
21	2	舞踊	村古一夫	
		美術	笠原輝子	
		美術	墨の舞展実行委員会	団体
22	3	冠句	當野三郎	
		茶華道	野崎隆妙	
		劇団	大島久男	
		南画	若狭南画会	団体
23	4	郷土史	岸部隆雄	
		川柳	青野平一郎	
		美術	刀剣保存会	団体
24	5	茶華道	吉田さだ	
		邦楽	杉田季美枝	
		書道	若狭書道連盟	団体
25	6	百人一首	稲垣恒吉郎	
		日本舞踊	岡本恭子	
		写真	写団わかさ	団体
26	7	詩吟	永井甚一郎	
		茶華書道	鶴田シヅ	
		合唱	小浜第九演奏会実行委員会	団体
27	8	囲碁	河原益貴	
		謡曲	速水兼三郎	
		俳句	森田昇	
		建築	山口文温	
		合唱	花澤栄子	
		文学	若狭文学会	団体
28	9	日本舞踊	吉田悦子	
		合唱	澤田収	
		食文化	人見三郎	
		茶道	小浜市茶道連合会	団体
29	10	華道	北野富士枝	
		南画	山脇延子	
		絵画	上原徳治	
		文学	小畑昭八郎	
		日本舞踊	小浜豊寿会	団体
30	11	園芸	出口良平	
		民踊	長井英代	
		合唱	玉井和典	
		文化財	上坂正夫	
		地域文化	若狭を謳う実行委員会	団体

回数	年度	部門	氏名・団体名	備考
31	12	邦楽	谷口好朗	
		写真	下野儀隆	
		書道	片岡初子	
		郷土史	泊の歴史を知る会	団体
		合唱	小浜婦人会コーラス	団体
32	13	書道	山本 義道	
		合唱	平井 康雄	
		短歌	池田 和栄	
33	14	文化財	小牧 浩哉	
		劇団	寺本 亮	
		合唱	男声合唱団フロッグス	団体
34	15	詩吟	柳本 馨	
		日本舞踊	加門 初子	
		地域文化	足立 直紀	
		川柳	若狭番傘川柳会	団体
		音楽	ミュージックフレンズ	団体
35	16	邦楽	吉田 充子	
		書道	岸本 三次	
		音楽	若狭ウインドアンサンブル	団体
36	17	書道	鹿野 公夫	
		茶華道	畑中 暁子	
		邦楽	小浜三曲連合会	団体
		新舞踊	伊呂波会	団体
37	18	民舞	松山 善昭	
		謡曲	一瀬 敏夫	
		書道	玉井 令子	
		児童文学	おばま児童文学会風夢	団体
		音楽	アンサンブル若狭	団体
38	19	演劇	岡村 昌二郎	
		民謡	楯尾 悦子	
		日本舞踊	河合 良子	
		かるた	小浜市かるた協会沖の石	団体
		短歌	小浜市歌人協会	団体
		音楽	はばたけ未来へ実行委員会	団体
39	20	謡曲	谷口 ツル	
		郷土史	澤田 辰雄	
		編物	清水 久子	
		茶道	政道 知津子	
		合唱	大橋 導子	
		大正琴	琴城流大正琴琴鈴会	団体
		読書会	なぎさ読書会	

回数	年度	部門	氏名・団体名	備考
40	21	歌謡舞踊	西本 良江	
		民踊	小畑 美佐子	
		音楽	小畑 幹子	
		菊作り	菊友会	団体
41	22	音楽	一圓 敏彦	
		書道	中道 佳宏	
		音楽	ブレネリ少年少女合唱隊	団体
42	23	短歌	古谷 義次	
		詩吟	吉岡 隆太郎	
		華道・茶	前田 敦子	
		華道・茶	田中 みさを	
43	24	短歌	加納 暢子	
		美術	貫井 泰一郎	
		音楽	近藤 路子	団体
44	25	民踊	津田 千代子	
		演劇	須田 眞理子	
		華道	渡邊 小春	
		書道	若狭高等学校書道部	団体
		音楽	小浜第二中学校ブラスバンド部	団体
45	26	舞踊	近者 綾子	
		音楽	富士 くみ	
		川柳	前川 正子	
		絵画	服部 陞	
		落語	ちりとて落語の会	団体
46	27	音楽	加福 節子	
		音楽	重田 美幸	
		写真	西田 宏	
		音楽	若狭ギターアンサンブル	団体
47	28	華道	宮本 陽子	
		華道	山下 安江	
		演劇	橋本 正一	
48	29	俳句	信谷 恒	
		茶華道	竹下 智恵子	
		声楽	堂前 智美	
49	30	舞踊	谷口 律子	
		華道	吉田 伸子	
		競技かる	宇田川 節子	
		音楽	松宮 里香	
		地域文化	もみじの会	団体
		音楽	小浜中学校吹奏楽部	団体
50	令元	文学	古谷 智子	
		地域文化	中川 健一	
		芸能	北川 敏	
51	令2	芸能	野村 勝	
		芸術	福井 サヨ	
		芸術	竹田 恵子	

回数	年度	部門	氏名・団体名	備考
52	令3	短歌	古谷 尚子	
		音楽	玉井 正幸	
		演劇	木下 昇	
		地域文化	大塩 輝夫	

小浜市文化奨励賞規則

(趣旨)

第1条 小浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この規則の定めるところにより、学術・文化の振興発展に貢献したものを表彰する。

(表彰の範囲)

第2条 教育委員会は、小浜市に住所を有するものまたは小浜市と密接な関係を有するもので、次の部門につき著しい業績をあげ、小浜市文化振興に寄与することが顕著であると認めたものおよび文化活動において将来の活躍を期待されるものに小浜市文化奨励賞(以下「文化奨励賞」という。)を授与する。

科学、教育、文学、芸術、芸能、歴史、その他前条の趣旨を満たす部門

(表彰の対象)

第3条 前条の文化奨励賞受賞者は、全部門を通じて個人または団体を基準として選考する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は文化奨励賞に該当するものに対して、表彰状を授与して行う。ただし、金品の加授またはその他特別の待遇を与えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年11月に行う。ただし、事情により臨時に行うことができる。

(受賞者の選定)

第6条 表彰を受ける者は、関係団体等から推薦された者のうちから、教育委員会が選定する。

(選考委員会)

第7条 教育委員会は、前条の規定により選定を行うにあたっては、選考委員会を設置し、その意見を聞くものとする。

2 選考委員会委員は、知見を有する者のうちから、教育委員会が依頼する。